

所沢市立安松小学校

いじめ防止基本方針



令和7年2月25日改定

所沢市立安松小学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いわゆる「いじめ問題」では、未然防止、早期発見・早期対応が大切です。その解決にあたっては、学校、保護者や地域の方々、関係機関との緊密な連携のもと、組織として対応できる体制を整備しなくてはなりません。

そこで、安松小学校では、以下に述べるような姿勢で「いじめ問題」に取り組み、子どもたちが安心して楽しく学べる学校づくりに取り組んで参ります。

2 名称ならびに構成員

安松小学校では、「いじめ問題」を専門的に扱う委員会として校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。その構成委員は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談主任とする。

また、情報の収集ならびに共有のために定例会議を開く。

○定例会議【いじめ防止対策の推進、情報収集】

- ・毎月一回開催
- ・情報の収集、記録、共有化を図る。
- ・該当事例に対する取り組みの基本方針を決定する。

ただし、問題の緊急性により定例会議以外に以下の会議を開くものとする。

○対策会議【いじめ解消対策の推進】

構成（該当児童担任、PTA役員、指導主事（生徒指導）、教育委員会健やか輝き支援室支援員）＋定例会議のメンバー

- ・必要なとき随時開催。
- ・迅速な事実関係の聴取といじめ情報の共有
- ・いじめ解消策を策定し、推進する。
- ・関係機関との連携を図る。

○全体会議【重大事態発生時に対する対応】

構成（該当児童担任、PTA役員、指導主事（生徒指導）、教育委員会健やか輝き支援室支援員、指導主事（教育相談）、所沢警察、児童相談所、教育委員会学校心理士）＋定例会議のメンバー

3 いじめの定義

いじめの定義については、「いじめ防止対策推進法」の規定による。

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

4 いじめの理解について

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについての判断は表面的・形式的にすることなく、

いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。この際、いじめには、多様な様態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用して行う。
- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- 具体的ないじめの様態
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる仲間外れ、集団による無視をされる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
金品をたかられる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
いやなことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 等

5 いじめの防止

(1) いじめ防止のための措置

学級担任等

- 日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成
- はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- わかりやすい授業づくり
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

養護教諭

- 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

生徒指導担当教員

- いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。
- 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

管理職

- 全校朝会などで校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。

- ・児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめの問題に児童自ら主体的に参加する取り組みを推進する。

(2) 早期発見のための措置

学級担任等

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

養護教諭

- ・保健室を利用する児童との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

生徒指導担当教員

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認。

管理職

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検

6 いじめに対する措置

(1) 情報を集める（学級担任等、養護教諭）

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

(2) 指導・支援体制を組む（組織）

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
- いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
- その保護者への対応

教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等

- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) 子どもへの指導・支援を行う ※「組織」で決定した指導・支援体制に基づいて行う。

①いじめられた児童生徒に対応する教員

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど自尊感情を高めるよう留意する。

②いじめた児童生徒に対応する教員

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応。
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があってもいじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力をはぐくむ。

③学級担任等

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④組織

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

⑤保護者との連携

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えると共に、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

② 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手）

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に等に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

- ① 学校から学校の設置者（所沢市教育委員会）に、重大事態の発生を報告
- ② 設置者から地方公共団体の長（所沢市長）等に、重大事態の発生を報告

(3) 学校の設置者（所沢市教育委員会）が、重大事態の調査の主体を判断

以下のような場合には設置者において調査を実施

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止の有効性を必ずしも設置者が判断しない場合
- ・学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態の至る要因となつたいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。
- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査。

- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校と設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの。

① いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・調査による事実関係の価格人とともに、いじめた児童への指導や、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめられた児童からの聞き取り調査が不可能な場合

- ・当該児童の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月）を参考にする。

(5) 学校が調査主体の場合

① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

- ・構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で調査当たる。

(6) いじめを受けた児童及びその保護者に対しての情報提供

- ・調査で明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護の理由に必要な説明を怠ってはならない。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果とともに地方公共団体の長等に報告を行う。

(7) 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人定体制の強化を図る。